

平戸市介護職人材確保支援事業実施要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
交付要件及び交付額等			交付要件及び交付額等		
事業区分	交付対象者	交付要件及び交付額	事業区分	交付対象者	交付要件及び交付額
キャリア形成推進事業	市内に事業所を有する介護サービス事業所に介護職として就職又は在職する者であって、市税等に滞納がないこと。	<p>(1) 新規雇用 介護サービス事業所に介護職の正規職員として雇用された満25歳以下の者に就職準備金5万円を交付する。</p> <p>(2) 資格加算 ①の者で介護職員初任者研修、実務者研修又は、介護福祉士資格取得者の場合は、5万円を追加交付する。</p> <p>(3) 継続雇用 ①の交付を受けた者で、同一の介護サービス事業者で介護職として引き続き3年間勤務した者へ10万円を交付する。</p> <p>(4) 在職資格 ①の交付を受けた者を除き介護サービス事業所に介護職として3年以上在職する者で、申請年度において<u>介護福祉士</u>、社会福祉士、精神保健福祉士又は介護支援専門員の資格を取得した者へ10万円を交付する。</p>	キャリア形成推進事業	市内に事業所を有する介護サービス事業所に介護職として就職又は在職する者であって、市税等に滞納がないこと。	<p>(1) 新規雇用 介護サービス事業所に介護職の正規職員として雇用された満25歳以下の者に就職準備金5万円を交付する。</p> <p>(2) 初任者資格 ①の者で介護職員初任者研修資格取得者の場合は、5万円を追加交付する。</p> <p>(3) 在職資格 _____介護サービス事業所に介護職として3年以上在職する者で、申請年度において_____社会福祉士、精神保健福祉士又は介護支援専門員の資格を取得した者へ10万円を交付する。</p> <p>(4) 継続雇用 ①の交付を受けた者で、同一の介護サービス事業者で介護職として引き続き3年間勤務し、<u>介護福祉士の受験資格</u>を取得した者へ10万円を交付する。</p>